

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第74号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年鳥取市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「100分の111以上100分の315以下」を「6月に支給する場合には100分の111以上100分の315以下」に、「100分の131以上100分の375以下」を「100分の131以上100分の375以下)、12月に支給する場合には100分の113.5以上100分の322.5以下(特定管理職員にあっては100分の133.5以上100分の382.5以下」に改め、同項第2号中「100分の108以上100分の111未満」を「6月に支給する場合には100分の108以上100分の111未満」に、「100分の128以上100分の131未満」を「100分の128以上100分の131未満)、12月に支給する場合には100分の110.5以上100分の113.5未満(特定管理職員にあっては100分の130.5以上100分の133.5未満」に改め、同項第3号中「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105」に、「100分の125」を「100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあっては100分の127.5」に改め、同項第4号中「100分の105未満」を「6月に支給する場合には100分の105未満」に、「100分の125未満」を「100分の125未満)、1

2月に支給する場合には100分の107.5未満（特定管理職員にあっては100分の127.5未満）に改める。

第12条の2第1項第1号中「100分の53以上」を「6月に支給する場合には100分の53以上」に、「100分の63以上」を「100分の63以上）、12月に支給する場合には100分の55.5以上（特定管理職員にあっては100分の65.5以上）に改め、同項第2号中「100分の50」を「6月に支給する場合には100分の50」に、「100分の60」を「100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあっては100分の62.5）に改め、同項第3号中「100分の50未満」を「6月に支給する場合には100分の50未満」に、「100分の60未満」を「100分の60未満）、12月に支給する場合には100分の52.5未満（特定管理職員にあっては100分の62.5未満）に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の111以上100分の315以下」を「100分の112.25以上100分の318.75以下」に、「100分の131以上100分の375以下）、12月に支給する場合には100分の113.5以上100分の322.5以下（特定管理職員にあっては100分の133.5以上100分の382.5以下）を「100分の132.25以上100分の378.75以下」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の108以上100分の111未満」を「100分の109.25以上100分の112.25未満」に、「100分の128以上100分の131未満）、12月に支給する場合には100分の110.5以上100分の113.5未満（特定管理職員にあっては100分の130.5以上100分の133.5未満）を「100分の129.25以上100分の132.25未満」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員に

あつては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の105未満」を「100分の106.25未満」に、「100分の125未満)、12月に支給する場合には100分の107.5未満(特定管理職員にあつては100分の127.5未満」を「100分の126.25未満」に改める。

第12条の2第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の53以上」を「100分の54.25以上」に、「100分の63以上)、12月に支給する場合には100分の55.5以上(特定管理職員にあつては100分の65.5以上」を「100分の64.25以上」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60)、12月に支給する場合には100分の52.5(特定管理職員にあつては100分の62.5」を「100分の61.25」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の50未満」を「100分の51.25未満」に、「100分の60未満)、12月に支給する場合には100分の52.5未満(特定管理職員にあつては100分の62.5未満」を「100分の61.25未満」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。